

議案第 5 号

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

町職員の手当等の改定をする必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項第 1 号中「配偶者、父母等 3, 0 0 0 円」を「父母等 3, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「9, 0 0 0 円」を「1 1, 5 0 0 円」に改める。

第 8 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 1 4」に改める。

第 2 条 瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 扶養親族たる子（前項第1号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 13,000円

(2) 扶養親族たる父母等（前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「4級職員」という。）の扶養親族たる父母等 3,000円）

第8条第3項第3号及び第4号中「配偶者、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

（令和7年度に支給する扶養手当に関する特例措置）

- 2 令和7年度に支給する扶養手当については、第1条の規定による改正後の第7条第3項第1号の規定にかかわらず、扶養親族たる配偶者への支給月額を3,000円とする。ただし、別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員の扶養親族たる配偶者は対象としない。

第1条による改正

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第6条の3 略 (扶養手当) 第7条 略 2 略 3 略 (1) 扶養親族たる配偶者、父母等(前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。) 6,000円(別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員(以下「4級職員」という。)の扶養親族たる<u>父母等</u> 3,000円 _____) (2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。) <u>11,500円</u> 4 略 第8条 略 (地域手当) 第8条の2 略 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の14</u>を乗じて得た額とする。 第8条の3から第23条 略 別表第1から別表第4 略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。</u>	第1条から第6条の3 略 (扶養手当) 第7条 略 2 略 3 略 (1) 扶養親族たる配偶者、父母等(前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。) 6,000円(別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員(以下「4級職員」という。)の扶養親族たる<u>配偶者、父母等</u> 3,000円) (2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。) <u>9,000円</u> 4 略 第8条 略 (地域手当) 第8条の2 略 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。 第8条の3から第23条 略 別表第1から別表第4 略

（令和7年度に支給する扶養手当に関する
特例措置）

2 令和7年度に支給する扶養手当について

は、第1条の規定による改正後の第7条第3項
第1号の規定にかかわらず、扶養親族たる配
偶者への支給月額が3,000円とする。ただ
し、別表第1の適用を受ける職員のうちその
属する職務の級が4級である職員の扶養親
族たる配偶者は対象としない。

第2条による改正

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第6条の3 略 (扶養手当) 第7条 略 2 略	第1条から第6条の3 略 (扶養手当) 第7条 略 2 略
(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略	(1)配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同 じ。) (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略
3 略 (1)扶養親族たる子(前項第1号に掲げる扶 養親族たる子をいう。以下同じ。) 13,0 00円 (2)扶養親族たる父母等(前項第2号から第5 号までに掲げる者をいう。以下同じ。) 6,000円(別表第1の適用を受ける職員の うちその属する職務の級が4級である職 員(以下「4級職員」という。)の扶養親族 たる父母等 3,000円)	3 略 (1)扶養親族たる配偶者、父母等(前項第1号 及び第3号から第6号までに掲げる者をい う。以下同じ。) 6,000円(別表第1の適 用を受ける職員のうちその属する職務の 級が4級である職員(以下「4級職員」とい う。)の扶養親族たる父母等 3,000円) (2)扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶 養親族たる子をいう。以下同じ。) 11,5 00円
4 略 第8条 略 2 略 3 略 (1)(2) 略 (3)扶養親族たる_____父母等で第1項の 規定による届出に係るものがある4級職	4 略 第8条 略 2 略 3 略 (1)(2) 略 (3)扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の 規定による届出に係るものがある4級職

員が4級職員以外のものとなった場合 (4)扶養親族たる_____父母等で第1項の規定による届出に係るものがある4級職員以外のものが4級職員となった場合 (5) 略 4 略 第8条の2から第23条 略 別表第1から別表第4 略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。 <u>(令和7年度に支給する扶養手当に関する特例措置)</u> 2 <u>令和7年度に支給する扶養手当については、第1条の規定による改正後の第7条第3項第1号の規定にかかわらず、扶養親族たる配偶者への支給月額</u>は3,000円とする。ただし、<u>別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員の扶養親族たる配偶者は対象としない。</u>	員が4級職員以外のものとなった場合 (4)扶養親族たる<u>配偶者、</u>父母等で第1項の規定による届出に係るものがある4級職員以外のものが4級職員となった場合 (5) 略 4 略 第8条の2から第23条 略 別表第1から別表第4 略
--	--